

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成24年3月19日付け23文第4269号で行った、公文書一部開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成24年3月5日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して「平成23年11月21日（月）午後1時50分～福島テレサ3階（しのぶ）不服申立て事案に係る意見の陳述しましたが福島県情報公開審査会事務局（文書法務課）が録音していたテープ及び文書化した会議録の一切の資料。」との内容で公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成24年3月19日付けで、本件開示請求に対応する公文書として「第190回福島県情報公開審査会会議録」（以下「本件公文書」という。）を特定し、「資料、事案の審議に係る部分」について、条例第7条第5号及び第6号に該当するとして一部開示にするとの決定（以下「本件処分」という。）を、また「第190回福島県情報公開審査会会議録の録音データ」を特定し、条例第7条第5号及び第6号に該当するとして不開示にするとの決定を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成24年5月6日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書を総合すると次のとおりである。

- (1) 公務員等の職務遂行に係る情報については開示しなければならないので、条例第7条第5号には該当しない。
- (2) 情報公開制度が行政運営の透明性の向上を目指したものである以上、協議等の途中の情報もできるだけ公開して、県民に意見表明の機会を保障することも必要であるので、条例第7条第5号には該当しない。
- (3) 異議申立人に対して説明及び承諾なく隠し録りした録音テープを文書化した会議録を請求したものであり、条例第7条第5号及び第6号には該当しない。
- (4) 不服申立て事案に係る口頭意見陳述の場合は、不開示とした理由等に対する意見等を陳述することが求められる場であり、自由闊達な質疑応答を行う場ではないことから、条例第7条第5号及び第6号には該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件公文書を一部開示とした理由は、一部開示決定理由説明書による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成23年11月21日に開催された第190回福島県情報公開審査会の会議録であり、そのうち「資料、事案の審議に係る部分」を不開示として一部開示決定を行った。

2 条例第27条について

条例第27条は、「審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続きは、公開しない。」と調査審議手続きの非公開を定めているが、その趣旨は、福島県情報公開審査会（以下「審査会」という。）が異議申立ての対象となった公文書を実際に見分して調査審議を行うものであるため、その手続きを公開すると条例第7条第1号から第6号の各規定により不開示とされている情報が公となる蓋然性が高いことから非公開としたものである。

3 福島県情報公開審査会規則第7条第3項について

福島県情報公開審査会規則（平成2年福島県規則第61号。以下「審査会規則」という。）第7条第3項において、「会議録及び審査会の審議資料は、公開しない。」と会議録の非公開を規定していることから、対象公文書のうち審査会の具体的な調査審議の内容を示す「資料、事案の審議に係る部分」は当然に不開示である。

実施機関としては、当初は会議録の全てを不開示とすることも検討したが、条例第27条において公開しないこととされているのが「調査審議の手続き」であること、また情報公開制度を所管している実施機関の立場から条例の目的を最大限考慮し、条例第7条第5号及び第6号に該当する事案の調査審議に係る部分を除いた事務手続部分について可能な限り開示することとして、前回及び前々回の会議録の内容確認に係る部分や、次回及び次々回の審査会の開催日程の調整に係る部分などを開示したものである。

4 条例第7条第5号の該当性について

本件公文書のうち不開示とした情報は、県の附属機関である審査会内部における審議に関する情報である。

これらの情報は審査会委員等の審議に関する情報であって、発言内容及び発言者の氏名を公にすることにより、外部からの干渉や圧力により自由・率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また審議途中の未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある。

このことから、当該情報は条例第7条第5号に該当する。

5 条例第7条第6号の該当性について

対象公文書のうち不開示とした情報は、県の附属機関である審査会の具体的な審議内容を記録した会議録であり、県の附属機関が行う事務に関する情報である。

これらの情報が公開された場合、前述のように自由・率直な意見の交換と審議の公正性・中立性が損なわれるだけでなく、実施機関において不開示決定をした情報を含む公文書を実際に見分して審議する審査会の性質上、審議内容を公開することは本来

不開示とすべき情報まで開示される蓋然性が高く、今後の審査会の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

このことから、当該情報は条例第7条第6号に該当する。

6 会議内容の録音について

異議申立人は、条例第7条第5号及び第6号に該当しない理由として、隠し録りした録音テープを文書化した会議録を請求したものであり、不開示情報に該当しないと主張しているが、審査会規則第7条第1項の規定により審査会の会議録の作成が義務付けられていることから、正確な審査会の会議録を作成するために録音が行われたものである。

なお、録音は審査会が行われた会議室の中央に録音機器を置き、異議申立人が、議事の内容や異議申立人の発言等が録音されている事実を認識できる形式、方法で行われたものである。

確かに、異議申立人に事前に録音する旨の説明がなかったことは、審査会の運営上配慮が足りなかった点はあるが、決して隠し録りを目的としたものでなく、また、これをもって条例第7条第5号及び第6号に該当しないとする理由にはならない。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、平成23年11月21日に開催され、異議申立人が口頭意見陳述を行った第190回福島県情報公開審査会の会議録であり、審査会の開催日時、開催場所、出席者氏名及び議事の概要並びに資料の名称等が記録されている。

2 不開示情報の該当性について

(1) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号の趣旨について

本号は、県の機関又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報を不開示とすることを定めたものである。

行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされるものであり、その間の内部情報のうち、その途中で公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報等を不開示とするものである。

イ 条例第7条第5号本文の該当性について

審査会において本件公文書を実際に見分したところ、審査会に提出された資料の名称や、異議申立事案の審議内容等が記録された会議録であり、異議申立人からの口頭意見陳述及び別事案に関する実施機関からの一部開示決定理由の聴取内容並びに両事案に関して委員が意見の交換を行った際の発言者及び発言内容等が記載されている。

これらの情報が公開された場合、外部からの干渉、圧力等により自由かつ率

直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること、またこれら審議途中の未成熟な情報が確定した情報と誤解されるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると考えられる。

なお、異議申立人は、条例第7条第5号に該当しない理由として、公務員等の職務遂行に係る情報については開示しなければならない旨主張しているが、これは条例第7条第2号で規定する個人情報を開示としない規定の例外であり、職務遂行に係る情報であっても、他の規定により不開示情報に該当する場合は不開示となるものである。

(2) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号の趣旨について

本号は、県の機関若しくは国等が行う事務若しくは事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものと解される。

なお、監査、交渉その他の反復的継続的な性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じることがあり得ることから、これらの事務又は事業についても本号の適用を受けるものである。

しかしながら、本号で規定する「支障」の程度については、名目的なものではなく実質的なものが求められ、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されると解される。

イ 条例第7条第6号本文の該当性について

審査会において、本件公文書について実際に見分したところ、県の附属機関である審査会における異議申立事案に関する具体的な審議内容が記録された会議録であり、県の附属機関が行う事務に関する情報である。

これらの情報が開示された場合、実施機関において不開示とした情報を含む公文書を実際に見分して審議する審査会の性質上、審議内容を公開することは本来不開示とすべき情報まで開示される蓋然性が高く、条例第7条第6号に該当すると考えられる。

なお、条例第27条で、「審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続きは、公開しない。」とされ、審査会の不服申立てに係る調査審議手続きを非公開とすることを定めており、また審査会規則第7条第3項では、「会議録及び審査会の審議資料は公開しない。」とし会議録の非公開を規定している。

しかしながら、実施機関においては、審査会の調査審議の手続きに係る部分以外の事務手続部分について可能な限り開示したとしているため、当審査会においては、本件公文書全体について、実施機関が主張する条例第7条第5号及び6号の該当性を検討したものである。

また、異議申立人のその余の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 6 月 29 日	・ 諮問書受付
平成24年 6 月 29 日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成24年 7 月 27 日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成23年 7 月 30 日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成24年 8 月 27 日	・ 異議申立人が一部開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成25年 7 月 26 日 (第210回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成25年 8 月 23 日 (第211回審査会)	・ 審議
平成25年10月 4 日 (第212回審査会)	・ 審議
平成25年11月 6 日 (第213回審査会)	・ 審議
平成25年11月 27 日 (第214回審査会)	・ 審議
平成26年 1 月 21 日 (第216回審査会)	・ 審議
平成26年 2 月 21 日 (第217回審査会)	・ 審議
平成26年 3 月 10 日 (第218回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 講師	
丹野 豊子	行政書士	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長